

広 報

# ぼう さい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

特集

平成17年のわが国の  
国際防災援助活動

2006年

1

月号

No. 31



杓掛防災担当大臣による大雪被災地の視察（1月7日：新潟県）



監修 内閣府防災担当

## CONTENTS

- 2 **巻頭言**  
防災担当大臣 杓掛哲男
- 4 **特集：平成17年のわが国の国際防災援助活動**  
国連防災世界会議から1年  
(寄稿) 平成17年のわが国の国際緊急援助活動  
インド洋津波発生から1年  
日本赤十字社の国際防災協力  
NGO、経済界、政府が協働する国際緊急援助
- 10 **災害報告**  
パキスタン北部地震の現地調査報告  
ハリケーン・カトリーナに関する現地調査報告  
海外の災害  
大雪による被害について  
(寄稿) 平成16年台風第23号からの災害の復興状況  
平成17年台風第14号を振り返って
- 17 **ジャーナリストの眼**  
(寄稿) 日本テレビ 谷原和憲
- 18 **動向・報告**  
「中央防災会議 災害被害を軽減する国民運動専門調査会」検討開始
- 20 **トピックス**  
(寄稿) 「四日市市防災大学」開講
- 21 **Information**  
平成18年度 内閣府防災部門予算案  
平成18年度 財政投融资日本政策投資銀行関連決定事項  
平成18年度 災害・地震対策関係税制改正事項  
内閣府副大臣、大臣政務官就任ご挨拶  
人事異動  
被災者生活再建支援金の支給状況  
11～1月の動き  
2～3月の予定

## 平成18年新春のご挨拶

新年を迎え、謹んで初春のご挨拶を申し上げます。

我が国が地震、台風、豪雨、豪雪、火山噴火等の災害が発生しやすい国土であることは言うまでもありません。本年も、災害から国民の皆様の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであることを肝に銘じて、防災対策の充実に全力で取り組む決意であります。



防災担当大臣

くっ かけ 沓掛  
てつ お 哲男

今冬の大雪により、100名を超える方々がお亡くなりになっており、この時期としては過去に例のない極めて異例の事態となっております。人命の被害は何としても防ぎたいとの総理のご指示もあり、高齢者世帯等の住宅や道路の除排雪等のために、自衛隊の派遣、災害救助法適用による支援等をしております。今後とも関係省庁と連携しつつ、政府一丸となって対応してまいります。

一方、昨年の福岡県西方沖地震や台風第14号等による被害によって、今も不自由な生活を余儀なくされている方々が多くいらっしゃいます。

これらの被災者の方々に心からお見舞い申し上げますとともに、被災者への支援、被災地の速やかな復旧・復興に努めてまいります。

内閣府では、これまでの災害を教訓にして、都市型震災対策、災害時要援護者等避難支援、被災者生活再建支援制度の運用改善等を行ってまいりました。

甚大な被害が想定される首都直下地震等の大規模地震については、大綱、活動要領、地震防災戦略を策定し、被害軽減に向けた地震対策を、より一層進めてまいります。

とりわけ、建築物の耐震化の促進については、中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」を踏まえ、関係省庁の連携により、耐震改修促進法の改正や、新たな税制度の創設、補助制度の充実が図られました。今後、これらの措置をさらに促進してまいります。

私は長年に亘り防災に携わり、様々な災害の現場を見てまいりましたが、その際の人間の生死というものは紙一重の差で決まるものであり、日頃のちょっとした心がけで命が助かることができるのです。

災害が発生し被災した場合、命を救えるのは、まずは自分自身、次に家族やご近所の方々、そして消防、警察、自衛隊等の公の方々であります。

災害被害を軽減し一人でも多くの命を救うため、社会全体で災害に対する「備え」を実践する国民運動を展開し、行政による「公助」の充実はもとより、個々人の自覚に根ざす「自助」や地域等による「共助」の力を高めてまいります。

目を海外に転ずると、一昨年のインド洋津波、昨年のハリケーン・カトリーナ、パキスタン北部の地震等で大きな被害が発生しています。国際防災協力として、我が国が有する防災に関する経験を世界の国々に伝えていくことが重要であると考えております。

一年を象徴する文字は、一昨年の「災」から昨年は「愛」に転じました。本年が皆様にとって素晴らしい年になることを祈念しつつ、「忘れた頃にやってくる」災害に油断することなく防災対策の充実に努めてまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

**沓掛防災担当大臣による大雪被災地の視察**（1月7日：新潟県） →本文P14参照



■長岡市の仮設住宅で雪害の実状を聞く



■旧山古志村の仮設住宅を訪れた沓掛防災担当大臣(右)



■仮設住宅に暮らす旧山古志村の方々

**被災地の今：平成16年台風第23号の被害から甦った円山川流域** →本文P15参照



■被災前の円山川（平成13年）



■台風第23号により被災した円山川流域  
(平成16年10月)



■修復され築堤された破堤箇所



■円山川立野の破堤箇所(平成16年10月)  
(写真右側の矢印は円山川の流れの方向)

写真提供：国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所

# 国連防災世界会議から1年

## 1. 世界会議の成果とわが国の決意

阪神・淡路大震災から10年を迎えた兵庫県神戸市において国連防災世界会議が開催されてから1年が経ちました（昨年1月18日～22日開催）。

同会議では、村田防災担当大臣（当時）が議長を務め、国際社会における今後10年間の防災行動の指針である「兵庫行動枠組（HFA）2005-2015」、この枠組の実施とフォローアップをあらゆる関係者に呼びかける「兵庫宣言」、およびインド洋における津波早期警戒体制の構築に向けた被災国および国際社会の取り組みをとりまとめた「インド洋災害に関する特別会合の共通の声明」をそれぞれ採択するなど、大きな成果を収めました。

小泉総理大臣は、同会議の開催国ステートメントの中で、兵庫行動枠組を踏まえ、関係者が具体的な行動を起こし、適切にフォローアップされることが重要であることを強調しました。また、世界全体で災害に強い国・コミュニティづくりが促進されるよう、幾多の災害を経験して培ったわが国の防災に関する知識や技術を最大限活用して、ODAを活用した防災協力イニシアティブ、アジア防災センター（神戸）を通じた地域防災協力の強化、国際レベルの連携プロジェクトの推進など国際防災協力を積極的に進めていくことを表明しました。



■国連防災世界会議（平成17年1月18日～22日）の模様

## 2. 兵庫行動枠組を巡る国際社会の動き

昨年4月、国連本部で開催された国連持続可能な開発委員会に招待された村田防災担当大臣（当時）は、そのスピーチの中で、自然災害が世界の持続可能な開発の障害となっており、災害予防の

文化を普及し、各国の自発的な取り組みと国際協力が一体となり、兵庫行動枠組の具体化に向けた行動を実施することが持続可能な開発のために不可欠であることを訴え、満場の拍手を受けました。

同月、インドネシアにおいて、アジア・アフリカ首脳会議（バンドン会議50周年会議）が開催され、小泉総理大臣が出席しました（内閣府からは、柴田統括官（当時）が随行）。同会議で採択された「津波、地震及びその他の自然災害に関するアジア・アフリカ共同首脳声明」の中で、防災分野での両地域間の協力強化が掲げられ、国連防災世界会議の成果を具体化する政治的コンセンサスが、両地域首脳間で確認されました。同会議中、小泉総理大臣は、防災・災害復興分野の国際協力のため、アジア・アフリカ地域を中心に今後5年間で25億ドル以上支援すると表明しました。

7月、英国グレンイーグルズでG8（主要国首脳会議）が開催（内閣府からは、武田審議官が随行）。サミット史上初めて採択された防災に関する声明である「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」の中で、兵庫行動枠組は災害リスク削減に関する国際社会の作業に重要な基礎であるとの明確な位置づけがなされました。

5月と11月、ジュネーブで開催された国連国際防災戦略（UN/ISDR）のタスクフォース会合では、兵庫行動枠組の執行とフォローアップのための組織強化策を含めた方向性が協議され、また、7月、国連経済社会理事会に併せ兵庫行動枠組のフォローアップのため、サイドイベントも開催されました。

その他、国連総会をはじめ国際社会のさまざまな場面で、兵庫行動枠組の実施とフォローアップの重要性が幾度となく確認されているところです。

本年3月、韓国およびわが国などの呼びかけにより、アジアでの兵庫行動枠組のフォローアップを目的に、アジア防災センターのメンバー国25か国などが韓国ソウルに集まり、アジア防災会議2006を開催する予定です。

## 3. インド洋津波早期警戒体制構築に向けた貢献

インド洋地震津波災害に対して、わが国は、緊急援助のみならず、国連防災世界会議の「共通の

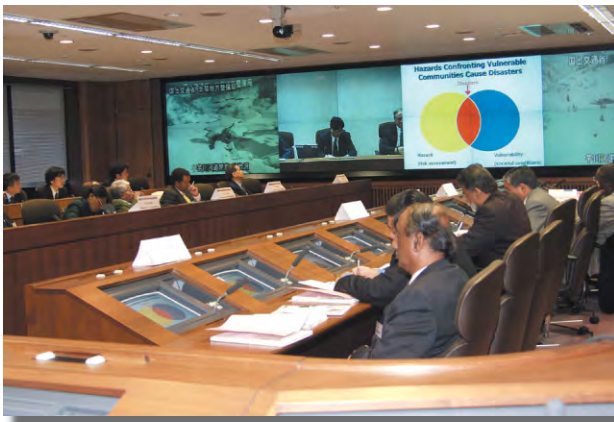
声明」で確認した方針に沿い、国連と連携して、インド洋津波早期警戒体制構築に向け、資金、知見、人的貢献の3点で最大限支援しています。

この1年、わが国からの400万ドルの拠出金を基に、国連を中心に、2度の調整会合（3月：パリ、4月：モーリシャス）や、ユネスコ政府間海洋学委員会総会（6月：パリ）での議論を経て、インド洋津波早期警戒体制政府間調整グループ会合（8月：パース、12月：ハイデラバード）が開催されるなど国際調整活動が進められました。

わが国は、暫定津波監視情報の提供、気象庁専門家のユネスコへの派遣、国連（2月、7月）やJICA主催（3月）研修の日本開催、「稲むらの火」を活用した津波防災教材の提供など積極的な支援を行ってきました。

なお、関係省庁などから構成される国際防災連絡会議早期警戒部会で、この1年の活動と今後の貢献の基本的な考え方をとりまとめ、内閣府のホームページで公表しています。

<http://www.bousai.go.jp/kyoryoku/indo.pdf>



■インド洋津波早期警戒体制構築に向けた研修

#### 4. 日・インドネシアの防災協力

国連防災世界会議以降、わが国の防災体制などを学びに内閣府防災担当を60か国、300名以上の途上国政府関係者などが訪問しました。昨年6月1日、内閣府を訪問されたインドネシア・ユドヨノ大統領もその1人。その翌日、同大統領は小泉総理大臣との間で、「自然災害の被害を減らすための二国間の協力に関する共同発表」に調印しました。この共同発表により、日本の防災担当大臣とインドネシアの国民福祉担当調整大臣を共同議長とする「防災対策に関する共同委員会」が設置され、第1回委員会が本年1月11日に開催されました。

同委員会では、日本の経験や防災に関する知見

をインドネシア側と共有し、インドネシアにおける災害予防の現状を精査し、災害を予防し、その被害を軽減する包括的かつ効果的な対策の策定に向けた指針を示し、最終的に報告書を作成することとなっています。

#### 5. 国際復興支援プラットフォーム(IRP)など

わが国は、国連防災世界会議で、災害復興過程における災害に強い国・コミュニティづくりを多様な分野、多様な主体間の連携、調査により包括的に推進する国際協力の仕組みを、国連の適切な関与の下に構築する必要性を提唱してきたところ、兵庫行動枠組にもその必要性が盛り込まれました。

昨年5月11日～13日、わが国と国連国際防災戦略（UN/ISDR）、国連開発計画（UNDP）、国連人道問題調整事務所（UN/OCHA）、国際労働機関（ILO）、アジア防災センター（ADRC）、世界銀行（WB）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）などは、兵庫県神戸市で国際防災復興協力セミナーを開催し、国際復興支援プラットフォーム（IRP）の活動を開始しました。IRPは、神戸にあるADRCが事務局機能を担っていますが、5月24日～26日に開催されたUN/ISDR第11回タスクフォース会合で防災関係の国連システムおよび国際関係機関にも広く紹介され、国際社会に広く認知されたプロジェクトとなりました。わが国は、復興ノウハウの優良事例などからなるデータベースの充実を図る支援などを行っています。

IRPは、昨年7月、インド洋津波被災地のタイ、インドネシアで復興のアドバイスをを行い、また、10月、パキスタン北部地震直後の現地に入り、多くの国連機関と連携し現地調査を行い、さらには、本年1月19日に第2回国際防災復興協力シンポジウムを開催するなど活発な活動を展開しています。

わが国の提案で兵庫行動枠組に盛り込まれた「防災に関する情報集(ポートフォリオ)」も防災技術集を中心にとりまとめられているところです。

#### 6. 日本へのさらなる期待に応えて…

国連防災世界会議後から1年、防災先進国としてわが国には、会議成果の具体化に向けた貢献が途上国をはじめ国際社会から強く求められ、これに対して積極的に対応してきたところです。

今後とも、わが国の防災に関する知識や技術を最大限活用して国際協力を積極的に推進して参ります。

## 平成17年のわが国の国際緊急援助活動

### (独)国際協力機構国際緊急援助隊事務局

国際緊急援助隊事務局の2005年は、2004年12月26日に発生したインド洋スマトラ島沖地震津波災害の緊急救援活動の真っただ中で始まった。そしてその後も3月のインドネシアのニアス島地震、8月のアメリカでのハリケーン・カトリーナによる洪水、10月のパキスタン地震と大規模な災害が連続した。

日本政府はスマトラ島沖地震津波災害に対して地震発生の翌日にスリランカに向けて国際緊急援助隊医療チームを派遣したのを皮切りに、インドネシア、タイ、モルディブに国際緊急援助隊救助チーム、医療チーム、専門家チームを合計14チーム派遣するとともに自衛隊部隊も派遣し、大規模な救援活動を実施した。また、ニアス島地震では2つの医療チーム、パキスタン地震では救助チーム2つの医療チームと自衛隊部隊が派遣された。

2005年の国際緊急援助隊の活動を振り返ると2つの重要なポイントが存在したと考えられる。

#### ALL JAPANとしての取り組み

そのひとつは、海外の大規模災害にAll Japanとしての取り組みが本格的に開始されたことである。スマトラ島沖地震・津波災害において、インドネシアでは国際緊急援助隊医療チームがその活動を自衛隊に引継ぎ、被災地の医療サービスがある程度復旧するまでの長期間の支援が実施された。また、スリランカでも日本のNGOに医療チームの活動を引き継ぎ長期間の支援を実施した。

パキスタン地震では海外の救援チームが震源地近辺に集中し、深刻な被害がありながらも十分な救援がなされていない山間部地域へ国際緊急援助隊救助チーム、医療チームと自衛隊、さらに医療チームの活動を引継いだ日本のNGOが山岳地域の拠点であったバタグラムという僻地にそれぞれのチームが連携しながら集中的に救援活動を実施した。

All Japanとしての取り組みは、厳しい状況におかれた被災者の立場に立った活動をより効果的なものと



■スマトラ島沖地震津波災害では自衛隊のヘリコプターが救助チームのメンバーの輸送に活用された。

することができたと考えられる。

#### 活動内容の充実

2003年12月のイラン南東部地震以来、国際緊急援助隊医療チームに関して機能強化の必要性が指摘されていた。具体的には、医療チームを野戦病院化すべきであるとの指摘もあった。このような意見をもとに関係者の間で真剣な議論がなされ、野戦病院化という方向に進むのではなく、迅速性を確保できるコンパクトな派遣体制を維持しつつ医療サービス機能の充実を目指すという新しい方向性を見出し、準備を進めてきた。

機能の充実とは、緊急期の医療ニーズに対応できるように本格的な検査機能や透析やある程度の手術が可能となる機能を付与することである。これらのすべての機能の整備に先立ち、パキスタンに派遣された医療チームは、検査機能の拡充として生化学検査機とレントゲンを装備した。これにより日本の医療チームより遅れて同じ地域で活動を開始したフランス赤十字や国境なき医師団などからの大きな信頼を獲得し、日本の国際緊急援助隊は同地域の救援活動の中心的な存在となった。

1987年の法整備から本格的に海外の災害救援の活動を行うこととなった我が国の国際緊急援助隊は欧米のチームに比べて経験も少なく派遣の迅速性や活動の質の向上などを目指して努力してきたが、最近の派遣において海外のチームと比較しても引けを取らないばかりか独自の優位性を有する活動を展開することができるようになった。

All Japanとしての取り組みや活動内容の充実は緒についたばかりでもあるが、今後この方向性を見失わず、さらなる改善の努力が期待されているものと考えられる。



■パキスタン地震では、日本チームが救援団体を集めて調整会議を毎晩開催した。

# インド洋津波発生から1年

## アジア防災センター

スマトラ島沖地震・インド洋津波が発生してから1年が経過しました。この間、アジア防災センターは国際防災機関として、災害発生直後の現地調査をはじめとし、日本政府や国連等の国際機関と協力し、各地でさまざまな防災活動を続けてきました。地震・津波発生から1周年の節目を迎え、この1年間の当センターの活動成果と現在進めているプロジェクトおよび今後の予定も含めて以下にご報告します。

### 1 被災地の調査

被害の現状、被害を軽減するための今後の方策に関する情報を収集するため、研究員を現地に派遣した。

- (1) スリランカ (2004.12.28～2005.1.5)
- (2) タイ (2004.12.30～2005.1.2)
- (3) インドネシア (2005.1.7～11)
- (4) モルディブ (2005.1.26～31)
- (5) インド (2005.3.2～4)
- (6) インドへの多国籍調査団派遣 (2005.4.8～13)

### 2 津波意識に関するアンケート調査

住民の津波に関する知識を具体的に把握するため、住民、児童、行政官等へのアンケート調査を行った。

- (1) スリランカ (2005.3月)
- (2) モルディブ (2005.6～7月)
- (3) インドネシア【集計中】(2005.10～12月)

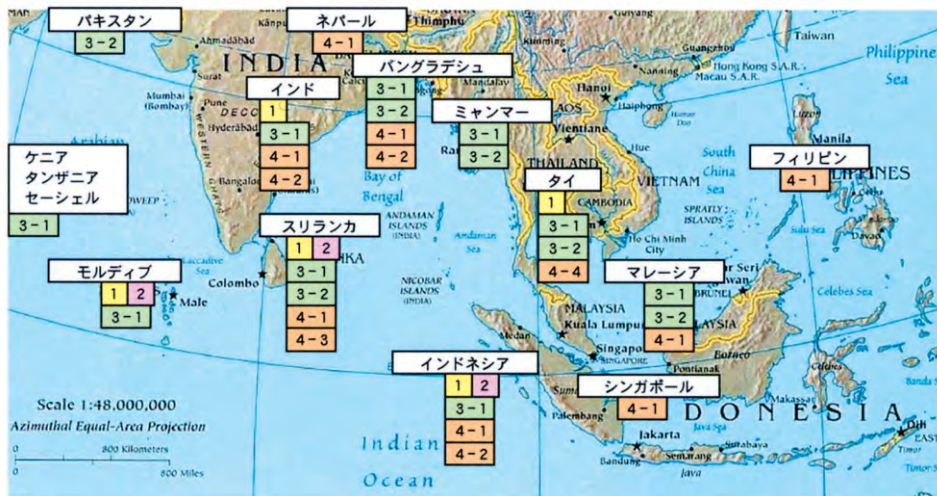
### 3 津波早期警戒システムの構築に向けた支援

#### (1) 津波被災国の行政官を対象とした津波研修

インド洋沿岸諸国の行政官を対象に、津波対策に関して長年の経験と知見を有する日本の事例を紹介・共有し、インド洋津波早期警戒システム構築のための基礎的な知識を得る事を目的として実施した。

- ① UN/ISDRハイレベル行政官政策対話ミッション
- ② JICA地域別研修
- ③ 日米スタディーツアー
- ④ JICA環インド洋津波早期警戒体制構築セミナー

【予定：2006年1～2月】



#### 【凡例】

- 1 被災地の調査
- 2 アンケート調査
- 3-1 行政官研修
- 3-2 アセスメント調査
- 4-1 稲むらの火
- 4-2 稲むらの火ワークショップ
- 4-3 コミュニティ防災
- 4-4 学校教育

#### (2) インド洋諸国へのアセスメント調査への参画 (2005.5～9月)

被災各国の津波防災政策の策定に寄与することを目的に、ユネスコ政府間海洋学委員会が主催する調査団の一員としてアジア防災センターが参加した。調査に参加した国は以下のとおり。

- ・スリランカ、ミャンマー、パキスタン、タイ、バングラデシュ、マレーシア、インドネシアの7カ国

## 4 コミュニティ・ベースの啓発活動

#### (1) 「稲むらの火」アジア8か国9言語版の作成 (2005.7月)

日本で戦前から戦後にかけて小学国語読本に掲載された津波防災に関する教材「稲むらの火」を内閣府からの受託事業により、アジア各国のNGOネットワークの協力を得て作成した。

- ・インドネシア、マレーシア、スリランカ、インド (2言語)、ネパール、フィリピン、シンガポール、バングラデシュ

#### (2) 「稲むらの火」ワークショップ【予定】

配布した本教材が対象国で好評につき、増刷の強い要望があった。また、効果的な頒布のためのワークショップ開催の提案があったため、次の3か国で活動を行うよう手続きを進めている。

- ・インド、インドネシア、バングラデシュ

#### (3) スリランカでのコミュニティ防災プロジェクト【予定】

昨年3月に実施したアンケート調査の結果、コミュニティの防災力向上の必要性が認められた。また、教育関係者から防災教育の人材育成に関する強い要望があり、これらのプロジェクトの実施に向けた手続きを進めている。

- ・コミュニティ・プロジェクト
- ・学校プロジェクト

#### (4) タイでの学校教育プロジェクト【予定】

学校における防災教育への支援が求められており、児童用教材だけでなく教師用ガイド(指導マニュアル)の作成と頒布を目的として、実施に向けた手続きを進めている。

## 日本赤十字社の国際防災協力

### 日本赤十字社

戦場において差別なく負傷者に保護を与えたいという願いをその原点とする赤十字は、紛争のみならず災害なども含めたあらゆる状況下で、人間の苦痛を予防・軽減することを目的に国際的及び国内的な活動を行う、世界最大規模の民間人道援助機関である。

赤十字の国際的な災害への対応としては、世界183か国にある各国赤十字社のネットワークを活かして災害に迅速に対応する「緊急救援」と、ボランティア等による平時における災害への備えや被害の軽減を目的とした「災害対策」の2つの現場での活動に加えて、例えば「救援活動の倫理規定」や「人道援助に関する最低基準」の策定とNGO等に対するその遵守への働きかけや、国連防災世界会議等における国際社会への啓発といった政策提言活動などにも取り組んでいる。

日本赤十字社は、赤十字の国際的ネットワークを構成する一員として、赤十字共通の原則に則り、長年にわたって自然災害の被災者や紛争犠牲者等への支援を実施してきたが、世界的に大規模災害が頻発した平成17年においては、以下の事例に止まらず過去最大規模の救援・復興活動を展開したほか、長期にわたる災害対策支援を継続的に実施した。

#### スマトラ島沖地震・インド洋津波災害

もっとも甚大な被害を受け、かつ紛争地でもあったインドネシア、スリランカの被災地に発災直後から医療チーム等のべ105人を派遣、4月末までに1万人以上の診療や救援物資の提供などを実施した。さらに、史上最大規模といわれる被害の大きさを踏まえ、救援から復興へ切れ目のない支援を展開するため、被災者のいのちと健康を守り、将来の災害への備えを進めることを目的に、被災国の赤十字社などと連携しながら、健康的で安全な生活の基礎となる住宅約1,700戸や保健医療施設96か所の再建、防波効果をもたらすマングローブの被災地沿岸部への植林や被災児童に対する文房具セット約21万セットの配布などの中・長期的な支援を、2010年を目途に継続して実施

している。

また、津波災害が発生する以前から、災害多発国であるインドネシア赤十字社の災害対応能力を高めることを目的に、同社の「サトガナ」と呼ばれるボランティア救護チームの研修や資機材整備を長年にわたり支援しており、今回の災害でも、平時から地域に根ざした防災活動を実施していたサトガナは、発災直後から被災地で迅速に活動を開始し、被災者の救出や応急手当に止まらず、遺体の捜索・回収といった過酷な業務にも従事し、内外から高い評価を受けるなど、息の長い支援の成果が現れた。

なお、インドネシア、スリランカ以外の津波被災国に対しても、国際赤十字を通じた住宅再建や感染症対策等への支援を実施している。

#### パキスタン北部地震災害

災害発生直後から、国際赤十字を通じて、耐寒テント、冬用毛布、ストーブや給水タンク等、救援物資の提供を行うとともに、医師、看護師等からなる医療チームのべ51人を仮設診療所の資機材とあわせて現地に派遣し、カシミール地域のチカール、チナリ、ムザファラバード及び北西辺境州のアボタバードにおいて、病院に搬送された負傷者等の治療や仮設診療所での診療、僻地の村々での巡回診療などを実施、現在も診療活動や母子保健活動にあたっている。今後も引き続き、越冬対策や被災地の復興に向けた支援を継続することとしている。

#### ベトナム・マングローブ植林を通じた災害対策支援

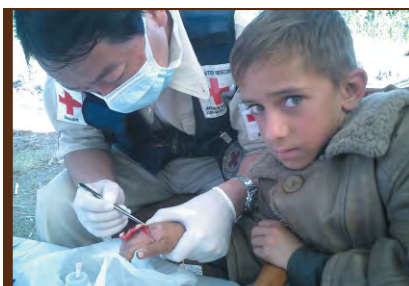
ベトナム北部沿岸の高潮対策として、防波効果のあるマングローブの植林を、ベトナム赤十字社への支援を通じて1997年から実施しており、これまでののべ植林面積は約8,641ha（東京ドーム1,848個分）にのぼる。また、マングローブの大切さを啓発するための防災教育にも力を入れている。

2000年、2005年に大きな被害をもたらした台風の際も、マングローブ林に保護された堤防は被害が少なく、堤防に守られた地域では死者は発生しなかった。

また、マングローブの植林により、その根元に集まる魚介類の捕獲や、花に群がる蜜蜂からの蜜の採集、燃料や建材の確保等が可能となったことで地域住民の生活向上にも役立っているほか、高潮被害に伴う堤防の修繕費を年間約8億円も節約することができた。



■インドネシア：住宅再建



■パキスタン：医療支援



■ベトナム：マングローブの植林



## NGO、経済界、政府が協働する国際緊急援助 —新たな局面へ—

### ジャパン・プラットフォーム

#### JPFの概略

ジャパン・プラットフォームは、海外で発生する地域紛争や自然災害の被災者に対する緊急援助活動を迅速に展開するためのシステムとして、2000年8月に、NGO、外務省のほか、日本経団連、メディア等、日本国内のさまざまなセクターが集結して発足し、資金、物資、人材、情報などそれぞれが持つ資源を直接的に、支援活動に結びつけ、より迅速で効率的かつ効果的な被災者救援を目指す、先導的な取組みを進めている。

#### スマトラ島沖地震被災者支援活動

平成17年は、年初から、一昨年12月26日にスマトラ島沖で発生した地震に伴う巨大津波を受け、被災者支援事業を展開したが、その被災規模は、設立以来取り組んできたさまざまな災害支援の経験を超えた、想定外のインパクトがあった。

当団体は、まず、初動・緊急支援期間を6か月、財源規模を12億円程度に設定し、被災翌日から、参加NGOをスリランカ、インド、インドネシアの3か国へ派遣し、参加NGO9団体により生活支援物資の配布を中心に、保健衛生サービス支援、通信環境整備等、対象被災者85万人規模、予算総額3.5億円の緊急支援プロジェクト（45日間）を展開した。

その後、被災地の復旧・回復状況に応じ、現地の復興計画と連携する形で事業内容を絞り込み、住環境整備や被災民の社会復帰を睨んだ職業技能の再生事業、メンタル・ヘルス・ケア事業による長期避難状況におかれた被災民のストレス緩和策等、参加NGO11団体による対象被災者16.5万人規模、予算総額3.5億円のプロジェクト（2期、3期合計）として、3月4日以降、現在まで取り組んできている。

この取組みの中で、大規模な現地被災の実態に対応するための試みとして、①日本郵船株の提供による無償輸送船舶を活用し、日本国内のさまざまな企業・団体から申し出を受けた支援物資を被災者へ直接結びつける取組みや、②JPF参画NGO間で、団体相互の専門家人材の派遣・補完など、JPFの特性を生かした「プロジェクト・マネジメント」を展開したところである。

#### パキスタン地震被災者支援活動

また、昨年10月8日にパキスタン北部で発生した地



■ キャンプ・ジャパンのサイト展開

震を受け、北西辺境州、カシミール州において地震被災者支援を展開している。地震発生直後（翌日）から、政府（連邦救済委員会）、国際機関および在パキスタン日本国大使館等と連携し、速やかに災害救助犬活動、医療支援のほか、テント、毛布配布等、参加NGO8団体、対象被災者6.3万人、予算総額5.5億円（2005年12月28日現在）の緊急支援プロジェクトを展開しているところである。

#### キャンプ・ジャパンへの展開へ

この初動活動を通じて、現地政府関係者等に対し、緊急から復旧、復興を含む当面1年間の支援方針を提示し、協働関係を築きつつ事業展開を進めてきた結果、11月8日、連邦救済委員会から、厳冬を迎える地震被災者への緊急越冬支援として、被災者キャンプの運営およびキャンプ周辺地域でのモバイルケア事業の実施要請を受けた。

その後、連邦救済委員会、地方行政府から設営地の提供、行政サービスの補完といった積極的な協力を受け、他援助機関との役割分担の調整も整い、11月29日、カシミール州ムザファラバード近郊のタンダリ周辺において6,000人を収容可能なキャンプの設営（当面は2,000人規模の設置展開）と医療、修繕、食糧配布等6つのモバイル・チームによるキャンプ周辺の4万人規模の被災者支援として、総額6億円の越冬支援プロジェクトの実施を決定し、12月28日から、被災民を本格的に受け入れ始めている。

このプロジェクトにおいては、①参加NGO(表明7団体)が相互にその特性を生かし事業補完しつつ、全体として本来の機動性を損なわず、効率的に支援にあたること、②モバイルケアを含めた支援サービス提供については、現地調達とともに可能な限り日本国内の企業等へ支援要請し必要物資（ニーズ）を充足していくことなど、ジャパン・プラットフォームの特徴を十分生かす各セクター資源の「トータル・リソース・マネジメント」に、本格的に取り組んでいるところである。

JPFホームページURL <http://www.japanplatform.org/>

## パキスタン北部地震の現地調査報告

昨年10月8日08時50分（現地時間）に、パキスタン北部を震源とするM7.5の地震が発生しました。日本政府としては、パキスタン政府の要請を受けて、地震発生直後から国際緊急援助隊および自衛隊を派遣するなどさまざまな支援活動を行ってきています。

内閣府としても、国際協力機構（JICA）のパキスタン国北部地震復旧・復興プロジェクト形成調査団に参画し、10月22日から11月4日にかけて復旧・復興支援のために被災現場の調査を実施しました。

### パキスタン国北西辺境州における被害状況

被災状況の調査は、北西辺境州のバラコート、マンセラ、バタグラム、アライにおいて実施しました。

各都市の被災状況は次のとおりです。

#### ①バラコート

震源から北西約15kmにあり、クナル川沿いに位置しています。標高約1,000mで北側に4,000m級の山々を臨む場所です。今回の地震で被害が最も大きい都市のひとつです。地盤が石灰質であることもあり、街中は1棟の建物を除いて学校を含めすべて倒壊しており、住民は川沿いにテントを張って避難生活をしていました。市内の2つの橋梁は、上部の橋桁が橋台から南方向に1mずれていました。

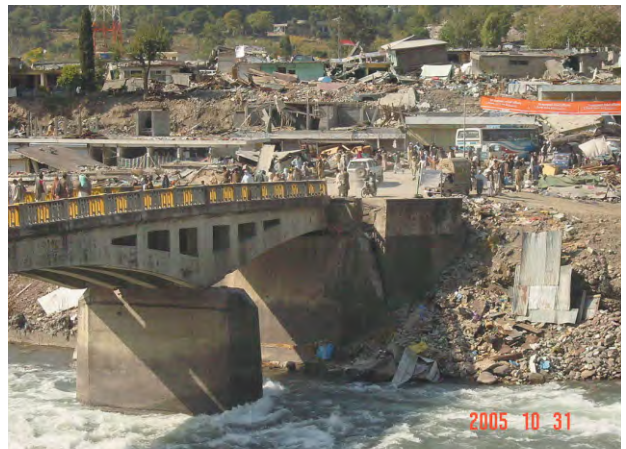
#### ②マンセラ

震源の南西約30kmで、カラコルム街道沿いに位置し、標高約1,000mの町です。地震による被害は比較的小さく、市内はすでに市場も開かれており、平時のにぎわいを維持している様子でした。市の中心部では、広場に隣接し、昨年新設されたばかりの州立マンセラ病院の建物が、危険なクラックを生じていました。このため、院内の患者は、戸外に避難し、バラコート等周辺地域から避難してきた負傷者等と共に、広場にテントを張って避難生活を送っていました。

また、郊外の小学校、高等学校を調査したところ、石積みの校舎は壁面の石が崩れたり危険なクラックが生じたりしており、地震の発生時刻が8時50分と授業中だったためか、生徒は鞆と本を置いたまま急いで校舎から避難した形跡が見られました。ある学校では、校舎の中での授業再開は時間がかかるため、1週間後を目途に校舎の庇の下で授業を再開する予定でした。



■現地調査地点（被災地の2005年10月15日時点の道路状況図）



■バラコート：橋桁が橋台から1mずれている。



■バラコート中心部の被災状況



■マンセラ中心部の避難所



■マンセラ郊外：小学校教室内



■バタグラム：病院

### ③バタグラム

震源の北西約50kmで、カラコルム街道沿いに位置し、市内東部の病院が大きく損壊していましたが、周辺の建物の損壊は軽微なもので、中心部の市場は地震直後から再開していたとのことでした。市内東部の学校付近にテントを張り、国際緊急援助隊の医療チームが現地の被災者を診察していました。バタグラムは急峻な山地の頂上付近まで家屋が散在しており、バタグ

ラム以北の山地では被害が甚大なため、山地からの患者がヘリコプターで医療チームのテントまで運ばれるなど、テントの前は患者の行列ができていました。

一方で、地元のNGOによる水、食糧等の配給にも300人程度の長い行列が見受けられました。

### ④アライ

震源地の北北西約50kmで、バタグラムの北に位置する集落です。被害が甚大な地域で山地から降りてきた住民や平地の集落の住民がテント生活をしていました。

## おわりに

被災現場を調査して、パキスタン国固有の状況も考慮しなければなりません。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等日本の地震から得た教訓が数多く活かせるものと考えられます。

例えば、阪神・淡路大震災の教訓として、建築物の耐震化が被害を軽減する最も重要な施策のひとつであることが確認されたところですが、被災地の建築物のうち庶民の住宅については、石、レンガを用いて地元の職人が建築しており、工学的な配慮がなされていないため、地震に対してきわめて脆弱です。加えてRCの枠組みを用いた2階建て以上の建築物についても、設計、施工、材料等で多くの問題を有しています。また、学校、病院等被災者の救援のために重要な役割を担うべき建物が、想像以上に損壊の程度が大きかったと言えます。このため、建築の専門家を活用して建築物の耐震化等を行うことが急務であることがわかります。

また、新潟県中越地震を教訓に中山間地等集落散在地域における地震防災対策に関する提言を内閣府でとりまとめましたが、この中で、孤立集落と外部との通信の確保、ヘリコプターによる物資供給や救助活動、備蓄の推進、道路・ライフライン等寸断への対応等が重要な対策として提言されています。今回のパキスタンの地震でもこれらの考え方は今後の復旧・復興に十分活かせるものと思います。特に、重要な交通路であるバラコートの橋梁や山間地の道路等公共土木施設の重大な損壊があり、いち早い復旧が望まれます。

今後の対応としては、以上の調査結果もふまえ、今回調査した北西辺境州のみならず、同様に被害の甚大なカシミール地方を対象に効果的かつ顔の見えるわが国の復旧・復興支援が検討されることとなります。

## ハリケーン・カトリーナに関する現地調査報告

昨年12月10日から16日まで、ハリケーン・カトリーナを契機として発生した広域災害に対する社会的対応に関する総合的な検討を行うため、文部科学省特別研究促進費による調査研究グループの一員として現地調査にあたってきました。現地では被害現場を視察し、ルイジアナ州バトンルージュにある現地合同本部（Joint Field Office）やFEMA（Federal Emergency Management Agency：連邦緊急事態管理庁）の現地事務所（Area Field Office）といった現場レベルでの担当者からヒアリングなどを行いました。なお、この災害についての米国の専門家による調査は未だ途上でありました。

以下では、被害の概要とともに、現地調査を通して感じたことを簡単にご報告します。



■ニューオーリンズ市内の被害状況



■高潮による被害（ミシシッピ州）

### 被害状況

2005年8月末から9月はじめにかけ、ハリケーン・カトリーナは、最大級のカテゴリー5に達した後、カテゴリー4の強い勢力を維持したまま米国南部に上陸し、ルイジアナ州やミシシッピ州では高潮、暴風、洪水等が発生しました。死者・行方不明者約1,300人、被害家屋約27万5,000棟、避難者は約75万人に達し、道路や病院などの社会的インフラや電力やガスなどのライフラインにも大きな被害をもたらしました。

### 現地調査を通して感じたこと、 明らかになったこと

#### ①事前の準備や対策が十分でなかったのではないかと

ルイジアナ州ニューオーリンズは、市街地が海拔よりも低いところに位置していることもあり、以前からハリケーンなどによる災害の危険性が指摘されていたところですが、しかし、市街地の老朽化が進んでおり、堤防の整備やライフラインの災害対策を行うには莫大な費用を要することから、これまで十分な整備や対策がとられていませんでした。また、国土安全保障省にFEMAが移管されて以降、災害対応の基本的枠組みであるNRP（National Response Plan）は今回のような大規模災害で適用されたことがなく、NIMS（National Incident Management System）は2006年からの施行が予定されていたこともあり、いずれも現場の担当者レベルに十分に浸透していたとは言えない状況にありました。

#### ②連邦・州・地方政府間の連携や調整がとれていなかった面があるのではないかと

ルイジアナ州では、バトンルージュの現地合同本部で連邦・州・地方政府の職員が共同で活動していました。そのため、被災者のニーズを踏まえた地方政府や州政府からの支援要求に対し、連邦政府の職員が支援できるような体制が整っていましたが、実際には、トレーラーハウス<sup>(注)</sup>が不足するなどの問題が生じました。FEMAのスタッフがこうした連邦・州・地方政府間の調整を「painful struggle」と言っていたのは印象的でした。

（注）日本の仮設住宅にあたるものとして、現地ではトレーラーハウスが用いられていました。

### ③復旧・復興には相当な時間がかかるのではないかと?

米国では、Stafford Disaster Relief Actなどに基  
づき、被災者は自らが加入していた保険によってカ  
バーされない分野について、一部補助を受けること  
ができますが、災害発生から3か月以上が経ってい  
るにもかかわらず、ミシシッピ川周辺の地域など  
は多くの家屋が倒壊したままでした。倒壊した家の  
前にFEMAから貸与されたトレーラーを置いて、そ  
の中で生活する人もいましたが、被災地では仕事が  
無く、ライフラインが完全に復旧していない地域も  
あるため、未だに州の外に避難している人は多く、  
復興には相当の時間を要するよう感じられました。

### 最後に

今回の現地調査を通して、NRPやICS (Incident  
Command System) などの対応計画やシステムが  
あり、災害対応システムの標準化が進められている

と思われた米国でも広域で甚大な被害が発生した場  
合には、各種資源の調達や関係機関等の調整などに  
多くの困難を伴うことが明らかになりました。

ハリケーン・カトリーナのような既存の想定を  
超える大規模な災害が発生した場合には、トップ  
の危機管理能力もさることながら、国全体として  
の危機管理能力が問われます。このことは平時の  
備えとしての各種防災訓練等の対策の重要性を裏  
付けるものですが、加えて想定外の事態が発生す  
ることを想定した上で各種防災計画やマニュアル  
を作成することの重要性を明らかにしています。

わが国においても東海・東南海・南海地震等の  
広域災害の発生が予測されており、今回の米国の  
事例は対岸の火事とは言えません。今後さらに今  
回の事例を検証・分析し、わが国の災害対応シス  
テムを向上させていく上での参考としたいと考えて  
います。

## 海外の災害

昨年11月末から今年1月にかけて、わが国ではホンジュラス国における豪雨災害と、インドネシア・ジャワ島における洪水・地滑り被害に対して、国際緊急援助を行いました。

### ホンジュラス



■援助物資を確認するホンジュラス日本大使とロボ副大統領  
■今回の災害で崩壊した橋

### インドネシア



■インドネシア・スラバヤ空港  
■ジョンプル県災害対策本部に到着した日本の援助物資

国名	災害の状況	援助内容	供与決定日
ホンジュラス	熱帯性低気圧「ガンマ」による集中豪雨で、北部6県において河川の氾濫、浸水、土砂崩れ等が発生。死者32名、被災者30,223名の被害(2005年11月21日時点)	約1,100万円相当の緊急援助物資(毛布、スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク、発電機)を供与	2005年11月25日
インドネシア	年末からの大雨により中部ジャワ州から東ジャワ州の広域にわたり、洪水・地滑り災害が発生。東ジャワ州と中部ジャワ州で死者77名、負傷者数十名、被災者9500名、未だ300名程度が埋まっている模様(国連OCHA発表)	約1,300万円の緊急援助物資(テント(20人用)23張、毛布1,000枚、ポリタンク300個、寝袋300枚、プラスチックシート50巻)を供与	2006年1月5日

写真・資料:(独)国際協力機構(JICA)提供

## 大雪による被害について

12月上旬以降、強い寒気が数回に渡って南下したため日本各地で低温となり、日本海側の各地は暴風を伴った大雪に見舞われ、記録的な積雪となりました。全国16地点（秋田県、岩手県、群馬県、長野県、岐阜県、新潟県、富山県、福井県、岡山県、広島県、島根県）で年間の最深積雪の記録を更新しました（気象庁情報 1月16日 8時現在）。

### 主な被害

大雪に伴う雪崩（41件）や地すべり（2件）も発生するなど、全国で、死者95名、重軽傷者1,277名、全半壊住家16棟、一部損壊1,253棟などの被害が発生しています（1月16日11時現在、消防庁調べ）。亡くなられた方には高齢の男性が多く、除雪作業中に転落するなどの原因が多く見られます。

また、ライフラインでは12月末に約137.7万戸で電力が、同じく水道が約6万戸で一時供給停止となりましたが、現在では復旧しています。道路は、都道府県管理道路（補助国道、都道府県道）で、全国計119箇所が通行止めとなっています（事前通行規制含む）。1月16日9時現在。国道405号（新潟県管理）の一部区間（新潟県津南町見玉～結東）においては、全面通行止め（新潟県結東～大赤沢では夜間のみ通行止め）となっており、この影響により新潟県津南町・長野県栄村の一部集落が孤立している状況です。このため、1月10日午前8時より、本格的な除雪作業（雪庇処理および路面排雪処理）が開始されました。

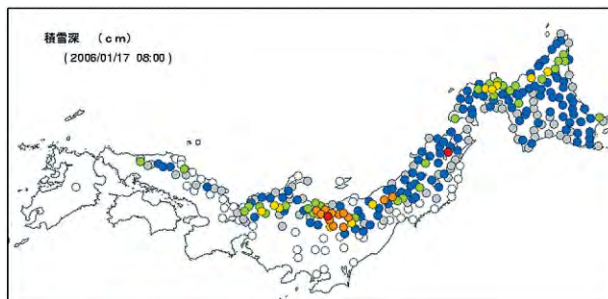
鉄道機関では、1月16日9時現在、羽越線、米坂線、信越線、上越線、只見線（2区間）、飯山線、磐越西線、大糸線、芸備線、木次線の11区間で、鉄道が運転中止となっています（国土交通省調べ）。

### 政府の主な対応



■仮設住宅を視察する菅野防衛大臣  
→P3写真参照

政府は、昨年12月28日に寒波・雪害対策に関する政府・与党会合、寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議を開催し、当面の対策について意見交換して、「寒波・雪害対策」をとりまとめ、今年に入り、その確認をするために「寒波・雪



■全国の地点別積雪深（1月17日8時現在）（出典）気象庁資料

害対策に関する関係省庁連絡会議幹事会」を開催（1月6日、13日）しました。また、被害状況や各省庁の対応状況について情報を共有するために、大雪に関する災害対策関係省庁連絡会議（1月10日、18日）、今後の政府の対応を確認するために雪害関係緊急参集チーム会合を開催（1月13日）しました。

杓掛防災担当大臣は、1月7日に、新潟県の津南町、十日町市、長岡市の大雪による被災状況等を視察、北側国土交通大臣と松村国土交通副大臣が、1月8日に福井県の雪害状況を視察しました。また、内閣府（防災担当）参事官以下により秋田県秋田市（1月13日）、長野県飯山市、栄村、新潟県津南町（1月16日）において大雪被害等についての現地調査を実施しました。

### 地方公共団体の主な対応

障害物の除去等（住宅の除雪・雪下ろし等）のため、災害救助法が、新潟県（十日町市、妙高市、南魚沼市、湯沢町、津南町：適用日1月6日、魚沼市、上越市：適用日1月8日、川口町：適用日1月11日、長岡市、柏崎市、小千谷市：適用日1月13日）と、長野県（飯山市、白馬村、小谷村、木島平村、野沢温泉村、信濃町、栄村：適用日1月7日、山ノ内町：適用日1月12日）の2県19市町村において適用されました。

また、自衛隊の災害派遣要請が、1月6日に長野県知事、1月7日に新潟県知事、1月8日に秋田県知事、1月13日に北海道知事と群馬県知事から出され、長野県飯山市、栄村、新潟県十日町市、津南町、妙高市、上越市、湯沢町、魚沼市において道路啓開および孤立世帯等の除排雪、秋田市において独居老人家屋の屋根からの雪下ろし、北海道積丹町において緊急車両の通行確保のための除排雪、群馬県みなかみ町における除排雪などの救助活動が展開されています（防衛庁調べ：1月16日9時現在）。

## 平成16年 台風第23号からの災害の復興状況

兵庫県 豊岡市

### 被災状況

平成16年10月20日に襲来した台風第23号では、円山川・出石川の堤防が決壊し、豊岡市（平成17年4月周辺5町と合併。以下、特に断りの無い限り合併後の市域）において死者7名、全壊530世帯、大規模半壊1,104世帯など床上以上の浸水が5,164世帯と全世帯の16%、旧豊岡市域では実に全世帯の24%が床上以上の浸水という過去に経験したことのない大きな被害を受けました。

浸水と土砂災害による避難勧告は、全世帯の66%にあたる20,786世帯、60,924名に出されていました。

平成17年12月末現在においても、土砂災害による避難勧告が8地区30世帯117名に対し継続中です。

### 被災者の復旧の状況

被災者の復旧状況は、平成17年9月に全壊・大規模半壊の方を対象に実施したアンケート調査で全体的な復興度合いを尋ねたところ「持家」の方の85%、「借家」の方の89%の方が「十分とはいえないもののほぼ元の生活に戻った」と回答していますが、大切なものを失って精神的な辛さを訴えておられる方も少なくなく、1割以上の方が十分に復興できていないと考えています。

### 応急仮設住宅

応急仮設住宅への入居状況は、最大時72世帯216名でしたが12月末では16世帯55名となっています。応急仮設住宅については、当初1年を予定していましたが、避難勧告が発令中であることや家屋の再建修理中の方が多数見受けられることから入居期間を延長しています。

### 観光産業等

本市の重要な産業である観光産業においては、観光入込み客数が台風第23号の直後大幅に落ち込んだものの4月以降は回復基調にあります。しかしながら、近年の漸減傾向と相まって対前年比5%程度の減少が続いています。

### 災害ゴミの処理

台風第23号により発生した災害廃棄物量は、旧1市5町の合計で約36,022トンで通常排出量の1年分に相当



■旧出石町鳥居地区の被災状況

し、処理には11億3,276万円を経費を要しました。

ゴミの仮置き場は計10箇所、排出に当たっては、大阪市、神戸市、西宮市などの自治体や民間施設



■平成16年台風第23号で浸水した豊岡市

等の協力をいただき、実に7か月余の奮闘の末、平成17年5月30日に災害ゴミの処理を終えることができました。

### 災害復旧事業の進捗状況

市の行う道路、河川、橋梁、崖崩れの公共土木施設災害件数は666件、県の行う河川、砂防、急傾斜地、道路、港湾等の公共土木施設災害は429件あり、概ね平成18年3月には完了の予定となっています。

農業部門では、農地災害272件、農業施設222件、山地災害被害105箇所、林道復旧185件となっており、いずれも春の作付け時期までに完了の予定となっています。

決壊した堤防等の復旧工事は、国の円山川緊急治水対策事業により出水期に入る6月15日までに完了していただき、引き続き河道掘削や堤防強化の洪水対策が進められています。

### 防災対策

豊岡市では、台風第23号の教訓を踏まえ「組織・体制の見直し」「情報収集・伝達の在り方の検討」「避難所の見直し」「水防訓練の実施」「防災関係研修会」「シンポジウムの開催」「小中学校での防災教育の実施」「メモリアル記念事業」「洪水ハザードマップの作成」などに取り組んでいます。

### 災害の教訓を生かすために

台風第23号を経験して感じるのは、人の想定を超える自然災害は必ずやって来るということ。また、災害時には行政にも地域にも個人にも限界があるということ。そして、その限界を認識した上でそれぞれが連携して被害を最小限に止める努力をする必要があるということです。

豊岡市では、台風第23号の1周年に行ったメモリアル記念事業のテーマを「災害文化の伝承」としました。これは、失敗したことを含め被災の経験を後の世代や全国の人々に伝えていくことが、災害を経験し、全国からさまざまな支援をいただいた我々の責務であると考えているためです。

## 台風第14号を振り返って

宮崎県危機管理局長 宮永 博美

宮崎県は、人口約116万人、市町村数は44（平成17年12月現在）で、県土の約80%を山岳地帯が占め、西に「九州山地」と「霧島火山群」がそびえ立ち、これらを源流とした多くの大小の河川が太平洋に注ぐ、自然豊かな風土である。一方では、毎年のように、梅雨時期や台風時期に、幾度となく豪雨等に見舞われてきており、県では、治山、治水や砂防のための各種事業を計画的に進め、県民の防災意識も比較的高く、風水害に強い県土を自負してきたところであった。

ところで、昨年8月末に発生した大型で非常に強い台風第14号は、時速10～20kmと非常に遅い速度で北上したため、本県を含む九州の太平洋側では、長時間に亘り激しい雨が降り続き、本県では、4日明け方から、1時間に20mmを超える強い雨が降り始め、台風本体の雨雲がかかり始めた5日夜半前から台風が最も接近した6日の昼過ぎにかけて非常に強い雨が降り続き、4日から6日までの間で、総雨量1,000mmを越す観測点が3箇所も発生し、アメダス観測所の半数以上に及ぶ16箇所の日降水量の記録を更新した。これらの大雨により、土砂災害発生の危険性が最も高いことを示す土壌雨量指数履歴1位の格子は、県内のほぼ全域に発現し、市町村が避難勧告を検討する際の目安である特別警戒水位に到達した河川も23に及んだ。

時間を追うごとに強さを増す風雨の中、県では、4日夕刻から警戒態勢に入り、5日18時に知事を本部長とする「災害対策本部」を設置し、全庁体制で、市町村や消防、警察、自衛隊等関係機関と連携し、災害対応に当たったが、土砂災害の発生や河川の氾濫等が相次ぎ、被害は近年では類を見ない規模となった。

台風が通過した7日以降、県では、昨年2月に導入した防災救急ヘリ「あおぞら」を活用して、知事を先頭に災害状況の調査に入り、応急措置を講じるとともに、被災者の生活再建を円滑に進めていくため、13の市町村に災害救助法を適用し、避難所の設置や生活物資の給与等の支援を実施した。また、被災者生活再建支援法を全市町村に適用するとともに、市町村との共同により、被災者の当面の生活を緊急に支援することを目的とした被災者生活緊急支援制度を創設するなどの措置を講じたところである。

一方、国においても、9日以降、防災担当大臣や国土交通大臣、農林水産大臣等により、本県被災地の状



■現在も警戒体制が続く別府田野川流域（宮崎市内）  
〔崩壊総量：約350万m<sup>3</sup>（東京ドーム3杯分相当）〕

### 被害等の概要

〔平成17年12月現在〕

- ・人的被害…死者：13名（うち土砂災害によるもの11名）、  
重傷者：5名等
- ・住家被害…破損家屋：約4,700棟、浸水家屋：約4,400棟
- ・避難勧告…23市町村、約16,000世帯、約40,000人
- ・避難指示…12市町村、約50,000世帯、約120,000人
- ・自衛隊災害派遣の要請……………10件
- ・災害ボランティア参加者数…約12,000人（延べ）
- ・経済被害額……………約1,300億円（公共施設等関係）
- ※ これまでの主な台風被害
  - ・平成5年台風第13号：約450億円
  - ・平成9年台風第19号：約440億円

況を調査していただき、10月末には、激甚災害の指定を受けることができた。県では、目下、関係市町村等と連携を図りながら、各種の災害復旧事業を推進しているところである。

さらに、今回の台風災害に係る初期対応において、一部の地域においては、住民への情報伝達のあり方や避難勧告等の遅れ等も指摘されたことから、現在、市町村や関係機関との協議の場を設け、様々な意見（避難勧告等の発令基準の明確化、多様な情報伝達手段の確保、安全性を考慮した避難場所の見直し、災害時要援護者の安全確保対策等を急ピッチで進めていく必要があるなどといった意見）の集約を行いながら、今回の台風災害における問題点の検証作業を行っているところである。

今後は、今回の台風災害による教訓をもとにしたハード・ソフト両面からなる諸対策を進め、災害に強い、安全で安心できる郷土づくりに全力で邁進していかねばならないと考えている。

最後に、今回の台風災害に対し、企業やボランティアなど全国各地の皆様から様々な形で心温まる数々の御支援をいただいたことに、厚く御礼申しあげたい。



新年を迎え、お正月気分が抜けると、すぐ1月17日がやってきます。1995年・阪神大震災……ここ数年、神戸に行く機会があると、少しずつではありますが、かつての被災地の各所に建てられた「震災モニュメント」を、自分の足でまわるようにしています。当時の取材箇所、数年たって初めて訪れた場所……いずれのモニュメントも、いまも抱えたままの「課題」と向き合う機会を与えてくれます。

### 「情報で、被災地にいる人の 〈生命と生活〉を守るか？」

阪神大震災からことして11年、防災機関からの災害情報の提供、それを受けての災害報道は、「被災地のために」という部分で改善されてきました。テレビ報道では、災害で影響を受けているもの／平常通りのものを、きめ細かく具体的に伝えるための「画面の端を使った文字情報（「L字情報」などと呼ばれる）」が定着し、交通情報などでは「当たり前のツール」になりました。さらに、現在普及が進んでいる地上デジタル放送では、これまで「視聴者は放送する順番に観るしかなかった」テレビの災害文字情報が、「視聴者が観たい情報から選んで観る」という災害データ放送に、進化すると思われます。

このように、災害情報は〈生活を守る〉という部分では進歩しました。では、〈生命を守る〉方はどうでしょう？ 震災が「予知が困難」で「瞬間で一変する」災害であるため、発災時のリアルタイム情報で、被災地にいる人の〈生命を守る〉というのは、これまでハードルの高い部分がありました。しかし今年、〈生命を守る〉新たな可能性を秘めた災害情報の「実用化」が、正念場を迎えています。気象庁の「緊急地震速報」です。

従来の地震情報は「揺れが起きたことを早く知り、発生直後の対策に活かす」ために使われてきました。しかし、これからの緊急地震速報は、地震の初動を起すP波が、大きな揺れを引き起すS波より先に着くという特性を利用して、P波の検知により「地震発生を早く知って、大きな揺れに備える」という情報です。気象庁は、この緊急地震速報を、まず2006年度の早い

時期に鉄道・エレベーターなど「機械を自動制御することによる防災対策」から活用していく方針です。そして2006年度末を目標に、一般の人への情報伝達のやり方についても、実用化の検討をしていくということです。

緊急地震情報が一般にも伝えられるようになると、地震発生直後の行動も変わってくると思われます。これまでだと、地震から身を守るためには「ぐらっと来たら、机の下へ」が鉄則で、そこに情報が介在する余地はありませんでした。しかし緊急地震速報では「情報が出たら、机の下へ」となるわけです。これは「情報で人の生命を救う挑戦」、地震初期対応の「文化」が大きく変わるプロジェクトといえます。

ただ、緊急地震速報も万能ではありません。長所・短所があるため、情報との付き合い方を導入前に検討しておかないと、せっかくの情報が「あだ」になるおそれもあります。

緊急地震情報が実用化されると、確かに誰もが「地震発生」を従来より早く知ることが出来ます。しかし、被害イメージに結びつけやすい震度は、緊急地震情報の段階ではあくまで「推定」で、震度階にしてプラスマイナス1の誤差は避けて通れないといえます。つまり、緊急地震速報は「早さと誤差の諸刃の剣」の情報なのです。

それでも「情報で生命を守る」取り組みは進めるべきものです。ならば、実用化の前に、実用化の検討と並行する形で、「緊急地震情報は、どういう性質の情報です」ということを、発信者である国が広めていく取り組みが必要です。そのうえで、広く一般の理解を得るためには、「緊急地震情報を、こう使って欲しい」という国による宣言、つまり、単に気象庁が出す地震情報がひとつ増えるというだけではなく、「緊急地震速報を、日本の地震防災の中軸に据えるのだ」という明確な決意表明が必要だと考えます。

緊急地震情報の実用化により、ことしは災害情報も「改革」の年を迎えるのかもしれませんが。この改革でも、熱心だった「あの」改革と同じような、「強い」リーダーシップと「見えやすい」パフォーマンスを、期待したいと思います。

## 災害情報の「改革元年」に

日本テレビ放送網 報道局 谷原和憲



## 「中央防災会議 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」の検討を開始

平成17年12月9日、都内において「中央防災会議 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」の第1回会議を開催しました。この専門調査会は、平成17年7月26日の中央防災会議において、新たに減災のための国民運動の基本方針を立案し、当該方針の下で各界各層の防災に関する取組みを連携させて国民運動を展開していくために、設置が決定されたものです。

### 専門調査会発足の趣旨

本年の防災白書では、災害被害を軽減するために、社会全体で生命、身体、財産を守るための具体的な行動を実践する国民運動を展開することを呼びかけました。災害による被害を軽減するためには、行政による「公助」だけでなく、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が必要です。災害の被害を最小限にする「減災社会」を実現するためには、国民のみなさん一人ひとりの工夫の積み重ねが、社会全体の大きな減災を実現するカギになると言えます。

このような減災のための国民運動を展開するには、国民のみなさん一人ひとりの防災意識の向上、家庭や職場における備えの実践、さらには地域コミュニティ等の防災力の向上が必要です。例えば、家具の固定、食料や水の備蓄といった初歩的な災害対策のみならず、住宅・建築物の耐震化、ハザ



■沓掛防災担当大臣による冒頭あいさつ

ードマップの確認、企業の災害時事業継続計画（BCP）の策定、防災ボランティアの活動環境の整備、商店会やNPO等の活動による防災に強いまちづくり等の具体的な行動を実践していかなければなりません。

そのため、社会の各界各層に向け、これまで以上に広く呼びかけるとともに、普及のための新たな手法をこれから考えていかなければなりません。そこで、新たに国民運動の基本方針を立案し、このような方針の下で各界各層の防災に関する取組みを連携させて減災社会実現のための国民運動を展開していくために、国の防災の最高機関である中央防災会議において、この専門調査会を設置することが決定されました。



■第1回専門調査会のようす

## 第1回専門調査会の内容

第1回専門調査会では、事務局から会議の進め方、国民運動の背景、趣旨の説明に続き、専門調査会の4名の委員から、名古屋において進めている防災の普及啓発と人材育成の取組み（福和委員）、災害情報のビジネス化事例と企業防災の促進（市川委員）、学校と家庭における防災教育推進のための教材作成や実践事例（吉田委員）といった先進事例の紹介や、耐震補強の取組みの新たな手法の提案（中川委員）などが行われ、その後、各委員による意見交換が行われました。



樋口座長あいさつ

## 主な意見

- 企業防災について啓発活動を行っているが、東京以外の地域では防災に着手している企業数など定量的な情報がほとんどとられていない。地域の防災意識が高まるなか、地域の人材が不足している状況である。地域毎の視点と定量的な把握をすべきではないか。
- 地域に密着した防災啓発については、PTAやボランティアと一緒に活動してきたが、今まではどうしても、防災よりも防火が中心であった。今後は防災分野でも避難所の設置や防災マップ作りなど、楽しく立体的に災害を乗り越えていくような手法を考えていきたい。
- 「どのように防災の普及啓発のレベルを上げていくか事務局の所見は」との問いに対し、事務局より「今までは「薄く・広く」という方針で啓発活動を行っていたため、浸透の手ごたえが沸かない感があった。地域の実践例を身近に感じて、一人ひとりの行動と工夫と実践を総和して、社会全体の安全性を高めていければと思っている。」と説明。また、消防庁より、「地域の連携を目的に、地域安全安心ステーション事業を行っており、これを展開していきたい。」と回答。

## 今後の予定

今後は、年度中に専門調査会を2～3回開催し、年度末を目処に国民運動の基本方針をとりまとめ、来年度も、より具体的な推進の手法等の議論のため、3回程度開催する予定です。

## 「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」委員

(敬称略・五十音順、◎は座長、○は座長代理)

◎樋口公啓	東京海上日動火災保険(株)相談役
○重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
浅野幸子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局 研究員
池上三喜子	(財)東京YWCA副会長(市民防災研 究所理事)
石川正夫	(社)全国公民館連合会事務局長
市川啓一	(株)レスキューナウ・ドット・ネット代 表取締役
伊藤滋	早稲田大学特命教授
大牟田智佐子	毎日放送ラジオ局報道部
兼松久和	全国自治会連合会会長
木島元生	(社)日本青年会議所財政特別委員会 副委員長
吉川肇子	慶應義塾大学商学部助教授
武田充広	アサヒビール(株)総務法務部長
中川和之	(株)時事通信社編集委員
濱田政則	早稲田大学理工学部教授
東浦洋	日本赤十字社国際部長
福澤武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計 画推進協議会会長(三菱地所(株)取締 役会長)
福和伸夫	名古屋大学大学院教授
丸谷浩明	京都大学経済研究所教授
南将美	(社)日本PTA全国協議会副会長
目黒公郎	東京大学生産技術研究所教授
山岡耕春	東京大学地震研究所教授
山口勝	NHKアナウンサー
吉田浩二	(社)日本損害保険協会常務理事

この国民運動に関する専門調査会の資料や議事録等は、内閣府HP ([www.bousai.go.jp/kokuun/](http://www.bousai.go.jp/kokuun/)) で閲覧可能です。

## 「四日市市防災大学」開講!!

地域の防災リーダーを育成しよう

三重県四日市市防災対策課

### 本市の概要と自主防災組織の現状

四日市市は、三重県の北部に位置し、東部を伊勢湾に面する人口約31万人の都市です。当市では、東海、東南海・南海地震が発生した場合、震度6弱の揺れが予想され、地震動と津波による被害の発生が懸念されており、平成15年には「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定を受けました。

こうした災害発生の初動期については、地域住民の「自助」「共助」による減災活動が大変重要であることから、自主防災組織の結成に力を入れた結果、平成17年7月現在で市内の96.7%で自主防災組織が結成されています。しかし、その一方では各組織の活動に温度差が生じ、有名無実化している防災組織が大きな問題となっていました。こうした自主防災組織の活性化を図るために何が必要かを分析したところ、自主防災活動が活発な地域では、地域住民を牽引する防災リーダーが存在することが判明しました。

### 防災大学の開講

そこで、今年度から新たに地域の防災リーダーを育成することを目的とする講座「四日市市防災大学（防災リーダー養成講座）」を開講しました。当初、募集定員を60名として、市民に参加を呼びかけたところ、定員をはるかに上回る182名もの方からご応募をいただき、急遽定員を100名に増員して開講しました。



■開講式（林消防庁長官（当時）講話）

講座については、6月から12月までの約半年間に計6回の講座を開催しました。開講式では、当時消防庁長官であった林省吾氏をお招きし、「消防防災行政の課題」と題して講演をいただくとともに、実施カリキュラムについては、可搬式消防ポンプの操作取り扱い、タウンウォッチングによる防災マップづくり、AEDを用いた心肺蘇生法など実技中心の体験型の研修を主に「頭でなく



■防災マップづくり



■AEDを用いた心肺蘇生法



■閉講式

体で覚える防災講座」を目指して取り組んできました。

最終的には、計98名（うち女性17名）が修了し、修了者には市長から「修了証書」と共にカードタイプの「四日市市防災リーダー認定証」を交付しました。受講生の講座についての評価は大変好評で、アンケート調査でも「今回講座に参加して、改めて防災対策の必要性を再認識した」「参加者同士で意見交換ができ、今後地域で活動する際の人脈作りができた」など、前向きな意見が多く聞かれました。

### 今後の課題

今回の講座開催により、市民の方の防災意識の高まりを感じるとともに、こうした講座へのニーズが高まっていることが伺えました。今後はこうした取り組みを継続するとともに、修了者に対してフォローアップ研修を行うなど、修了生が地域で活躍しやすい環境づくりをサポートしてゆくことが重要であると考えています。有事の際には、行政の初動体制がどうしても遅くなるという阪神・淡路大震災の教訓を忘れることなく、今後もこうした地域の住民の力を活かした防災対策に取り組むことが重要であると感じています。

# 平成18年度 内閣府防災部門予算案

内閣府政策統括官（防災担当）の平成18年度予算案については、平成17年度に引き続き、国民の安全・安心の確保に向け総額6,256百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	18年度 予算案 (A)	前年度 予算額 (B)	比 較 増△減額 (A-B)	対前年度 比 (A/B)	主 要 事 項	
1. 災害予防	1,138	1,050	88	108.3%	・ 防災週間・防災教育等意識啓発事業 ・ 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり ・ 防災ボランティア関連施策の充実 ・ 風水害・土砂災害・雪害対策の推進 ・ 災害時要援護者の支援対策 ・ 地震防災戦略の推進 ・ 首都直下地震対策の推進 ・ 中部圏・近畿圏地震対策の推進 ・ 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ・ 東海地震対策の推進 ・ 東南海、南海地震対策の推進 ・ 日本海溝・千島海溝周辺の高溝型地震対策の推進 ・ 住宅・建築物の耐震化の推進 ・ 長周期地震動対策の推進 ・ 津波対策の推進 ・ 火山災害対策の推進 ・ 災害に強い地域づくりの推進	46 20 15 10 10 14 100 20 15 15 29 50 30 25 40 26 401
2. 災害応急対応	4,032	4,140	△108	97.4	・ 防災に関する人材育成・活用 ・ 災害応急対策業務の実践的対応能力の向上 ・ 中央防災無線網の管理等 ・ 総合防災情報システムの整備 ・ 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 ・ 被災者の生活再建支援 ・ 復興対策の推進 ・ 人と防災未来センターの運営補助 ・ アジア防災センターにおける多国間防災協力の推進 ・ 国際復興支援プラットフォームを活用した津波復興の支援等 ・ 国連防災世界会議の成果評価活動の推進	12 12 1,953 652 1,269 310 52 251 106 55 17
3. 災害復旧・復興	613	595	18	103.1		
4. 国際防災協力	198	208	△10	95.1		
5. 調整費	275	275	0	100.0		
計	6,256	6,269	△13	99.8		

（注1）四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

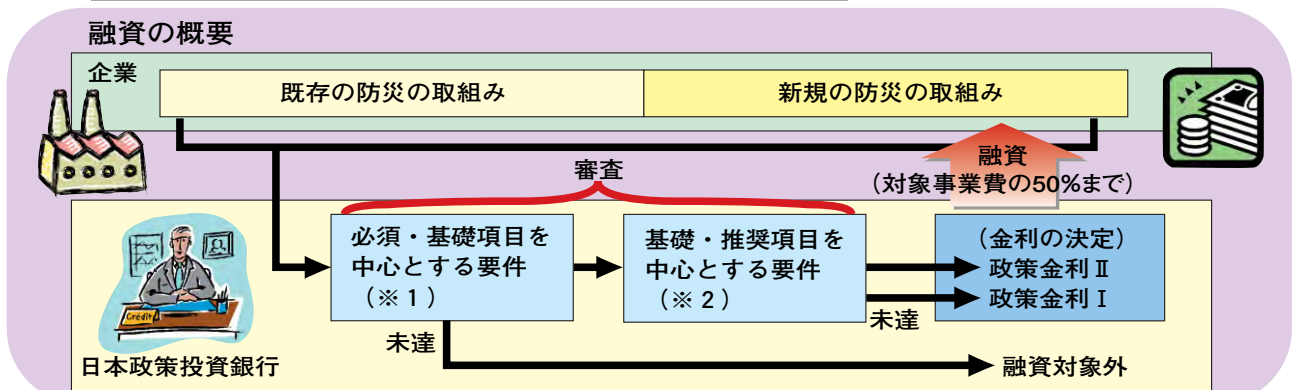
（注2）被災者生活再建支援金補助金については、別途、平成16年度災害分として5,050百万円の予算を計上した。

## 平成18年度 財政投融资日本政策投資銀行関連決定事項

自然災害等の防災対応の強化を図る企業に対し、取組みにより達成が見込まれる防災対応力を、生命安全保障策、事業継続計画（BCP）の策定、地域連携の実施などの観点から総合的に評価し、この評価結果に

応じた政策金利を用いて、防災関連事業（耐震・不燃化のための改修等、情報システム・自家発電等の二重化、設備・機器機能の保全（転倒防止）など）を対象に低利融資を行う防災対策促進事業を創設します。

- ・ 金利：政策金利Ⅰ～Ⅱ
- ・ 融資比率：50%
- ・ 事業者等：防災対応を強化する企業



※：必須/基礎/推奨項目とは、中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」「防災に対する企業の取組み自己評価項目表」の区分による。  
 ※1：(1) 応急対応を中心とした防災計画の策定 (2) 生命安全保障策の整備 (3) 施設安全策及び設備の状況把握 (4) 教育・訓練の実施 (5) 周辺地域への二次災害防  
 災策の整備 (6) 点検・見直し体制の整備  
 ※2：(7) 事業継続計画(BCP)の策定 (8) 建築物の耐震化等の施設減災対応 (9) 重要業務のバックアップ体制整備 (10) 地域連携の実施 (11) サプライチェーンにわたる  
 防災対応 (12) 情報公開・社会貢献への取組み

# 平成18年度 災害・地震対策関係税制改正事項

(平成17年12月)

事項	要望省庁	税目	結果概要
(1) 住宅に係る耐震改修促進税制の創設	内閣府 国土交通省	所得税 固定資産税	個人が、昭和56年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合について以下の措置 ○所得税：住宅耐震改修のための一定の事業を定めた計画を策定した地方公共団体の区域において、個人が、平成20年12月31日までに、昭和56年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。 ○固定資産税：個人が、昭和56年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事（工事費用30万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき、固定資産税を以下のとおり減額する。 ①平成18～21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額 ②平成22～24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額 ③平成25～27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額
(2) 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設	内閣府 国土交通省	所得税 法人税	事業者が、平成20年3月31日までに、耐震改修促進法に規定する特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、同法に基づく耐震改修に係る指しを受けていないものを対象として、10%の特別償却ができる措置を講ずる。
(3) 地震保険に関する保険料控除制度の創設	内閣府 金融庁 財務省	所得税 個人住民税	平成19年分以降の所得税については地震保険料の全額（最高で5万円）、平成20年度分以降の個人住民税についてはその2分の1の額（最高で2.5万円）を、所得控除する制度を創設する。経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等は従前どおり適用し（所得税：最高で1.5万円、個人住民税：最高で1万円）、新制度適用分と合わせて所得税は最高で5万円、個人住民税は最高で2.5万円を所得控除する。
(4) 建物更生等共済掛金に係る控除制度の創設	内閣府 農林水産省	所得税 個人住民税	平成19年分以降の所得税については建物更生共済（農協）等の震災に係る共済掛金の全額（最高で5万円）、平成20年度分以降の個人住民税についてはその2分の1の額（最高で2.5万円）を、所得控除する。経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害共済契約等に係る共済掛金等は従前どおり適用し（所得税：最高で1.5万円、個人住民税：最高で1万円）、新制度適用分と合わせて所得税は最高で5万円、個人住民税は最高で2.5万円を所得控除する。
(5) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る課税標準の特例措置の創設	内閣府 農林水産省 経済産業省 国土交通省	固定資産税 都市計画税	新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成20年度までの間に取得したものに限り講ずる。
(6) 地震防災対策用資産に係る特例措置の延長	内閣府	固定資産税	地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業を管理・運営する者が取得する地震防災対策用資産 <sup>※</sup> に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長する。 ※動力消防ポンプ・移動式消火設備・ろ水機・感震装置及び緊急遮断装置・携帯用発電機及び照明器具・防災用井戸
(7) 電気通信システム信頼性高度化に係る課税標準の特例措置の新設	総務省	法人税 固定資産税	電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者が電気通信システムの信頼性高度化に資する設備を取得した場合に、当該設備について、以下の措置を行う。 ・固定資産税に関し、課税標準について取得後5年度分軽減することを認める特例措置を1年10か月新設する（対象設備及び軽減率：携帯電話用車載基地局、経路最適化装置、非常用電源装置については5/6、高信頼伝送装置については4/5）。
(8) 駅の耐震補強工事により取得した資産に係る特例措置の創設	国土交通省	固定資産税 都市計画税	鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
(9) 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長	国土交通省	固定資産税	特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分については、固定資産税の課税標準を1/2に軽減する特例措置を2年間延長する。
(10) 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長	国土交通省	不動産取得税	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合にあっては不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する特例措置を2年間延長する。
(11) 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る特例措置の延長	国土交通省	不動産取得税	土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、補助（がけ地近接等危険住宅移転事業）を受けて当該区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を4/5に軽減する特例措置を2年間延長する。



か かせ ち けん  
嘉数知賢  
内閣府副大臣

このたび、内閣府副大臣を拝命し、防災を担当することとなりました嘉数知賢でございます。内閣府への参画は、平成14年度に大臣政務官を務めて以来二度目になりますが、内閣府の仕事は以前にも増して多岐に渡り重要になってきていると感じております。

わが国は、地震、台風、豪雨、火山噴火などさまざまな災害が発生しやすい国土であり、これら災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題のひとつと認識しております。大臣をしっかりと支えながら、災害に強い国づくりのために取り組んでいきたいと考えております。



平井たくや  
内閣府大臣政務官

このたび、内閣府大臣政務官に就任し、防災を担当することとなりました平井たくやです。内閣府は一般の方にはなじみが薄い役所かもしれませんが、内閣の重要政策の企画立案、総合調整という重大な役割を担っていると認識しています。

一昨年の新潟県中越地震、台風第23号、昨年台風第14号など、大きな災害が発生しているほか、今後も首都直下地震などの大規模地震の発生などが懸念されています。これらの災害から国民をまもり、安全で安心して暮らせる、豊かな日本を保ち続けるために、粉骨砕身、本職を全うする所存です。

● 内閣府(防災担当)人事異動 ●

平成17年12月16日付	新
参事官補佐 (立川災害対策本部予備施設運用・管理担当)	鈴木 篤 政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官補佐(障害者啓発担当) から

◆ 11月～1月の動き ◆

11月24日	「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」(第2回)の開催
11月25日	「大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会」(第2回)の開催
12月7日	中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」(第6回)の開催
12月9日	中央防災会議「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」(第1回)の開催
12月16日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第15回)の開催
12月26日	「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」(第3回)の開催
1月5日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第16回)の開催
1月11日	日・インドネシア 第1回「防災対策に関する共同委員会」の開催
1月17日	東海地震対応(現地本部)政府図上訓練の実施
1月22日	「防災とボランティアのつどい(平成17年度)」の開催

◆ 2月～3月の防災関係行事予定 ◆

2月 日程未定	第21回防災ポスターコンクール表彰式
---------	--------------------

被災者生活再建支援法に基づく  
支援金の支給状況

(平成17年11月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成16年6月27日	6月佐賀県突風災害 佐賀県(1市)
平成16年7月13日	7月新潟県豪雨災害 新潟県(4市2町1村)
平成16年7月18日	7月福井県豪雨災害 福井県(2市3町)
平成16年8月17日	台風第15号豪雨災害 愛媛県(1市)
平成16年8月30日	台風第16号豪雨等災害 愛媛県(1市)、岡山県(4市1町)、香川県(2市)
平成16年9月7日	台風第18号豪雨等災害 広島県(1市1町)
平成16年9月29日	台風第21号豪雨災害 三重県(1市2町1村)、愛媛県(3市1町)、兵庫県(1市2町)
平成16年10月9日	台風第22号豪雨災害 静岡県(全域)
平成16年10月20日	台風第23号豪雨災害 岐阜県(1市)、京都府(4市3町)、兵庫県(全域)、香川県(4市5町)、岡山県(1市)、徳島県(4市)
平成16年10月23日	新潟県中越地震 新潟県(全域)
平成17年2月1日	三宅島噴火災害(帰島関連分)(1村)※ 東京都三宅村(全域)
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震 福岡県(全域)
平成17年9月4日・6日	台風第14号豪雨災害 宮崎県(全域)、鹿児島県(1市1町)、高知県(1市)、山口県(1市1町)

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	7,841世帯
支給額	61億8,500万円

※ 帰島に係る長期避難解除世帯特例制度適用による

【表紙写真】

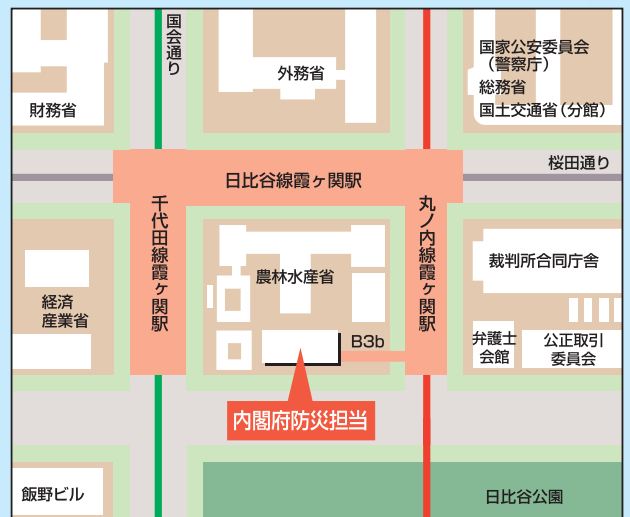
津南町長と握手する杵掛防災担当大臣（左）

住民等による除雪作業のもよう（右上）

年間最大積雪深を更新する397cmの積雪があった新潟県津南町（右下）

## 監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
(中央合同庁舎第5号館3階)  
TEL : 03-5253-2111 (大代表)  
URL : <http://www.bousai.go.jp>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ